報告第１７号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２８年８月２６日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第１号

専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成２８年６月２９日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

学校部活動による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

１　事故原因及び状況

平成２８年５月８日午後２時頃、亀山中学校ソフトボール部の練習試合時において、生徒の打ったソフトボールがフェンスを越え、相手方の家の窓ガラスを破損させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

４，３２０円